

# 11月は児童虐待防止推進月間です

## 町が児童相談窓口になっています



オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な影響を与え、子どもに、次世代に引き継がれるおそれもあります。子どもを虐待から守るためには、親の立場より子どもの立場が最優先されなければなりません。町では、子どもたちの人権を守り、健全な発達を支援するために、関係機関との連携を図り、児童虐待防止のための体制を強化しています。問い合わせ ことば家庭課（内線164）

「あなた」も子どもを守るネットワークの一員です。

ひとりです、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。常に子どもを中心に考え、「あなた」も関係機関と連携を図りながら「あなた」の役割を履行してください。

そんなつもりではなかった！でも、子どもにとって有害なら、それは虐待です！

「児童虐待防止法」で定義された4種類の虐待行為

### 児童虐待とは

**身体的虐待** 子どもの身体に外傷が生じるような暴行を加えること

**性的虐待** 子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすること

**ネグレクト** 食事を与えない、病院は連れて行かないなど保護者として養育を怠ること

**心理的虐待** 子どもの心に傷を与えるような言動等を行うこと

「おかしい」と感じたら迷わず連絡を！

「虐待」や「通告」という身がまえてしまいがちですが、気になる親子について相談機関に相談することは、子どもに支援の手を

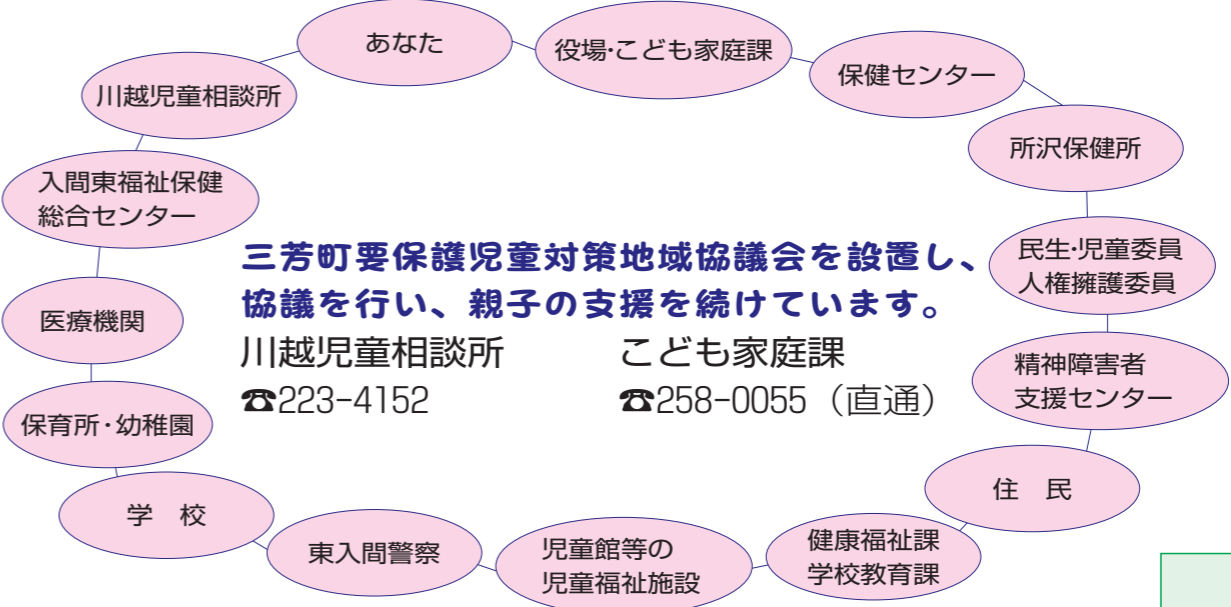
差し伸べる大切なきっかけとなります。専門の相談機関に直接相談しにくい場合は、地域の民生委員や主任児童委員、または子どもにかかわりのある学校や保育所、幼稚園などに相談をして、専門機関につないでもらうこともできます。また、医師や公務員などには、職業上知り得た個人の秘密を守る義務（守秘義務）がありますが、子どもの虐待の連絡は、法律で守秘義務より優先され、違反に問われることはありません。

「連絡したあいつ、どうなるの？」

### 相談後の支援の流れ

相談（連絡）を受けた町・ことも家庭課や児童相談所は、その家庭とかわりのある機関とともに、家族をどのように支援していくかを話し合います。その結果、子どもの施設入所につながるケースもありますが、多くの場合は、さまざまな機関が連携しながら親子を支援し、見守っていくこととなります。

虐待への対応は、家庭への複雑な事情に入り込む大きな困難を伴います。そこで関係する人たちが集まって知恵を出し合い、互いの専門性を生かしそれぞれの役割を



三芳町要保護児童対策地域協議会を設置し、協議を行い、親子の支援を続けています。川越児童相談所 ☎223-4152 ことば家庭課 ☎258-0055（直通）

担いながら、親子を支援し続けます。

### 公相談電話

■こども家庭課 直通ダイヤル（子どもについての相談・虐待相談）月～金曜日、8時30分～17時 ☎258-0055

■保健センター（育児相談）月～金曜日、8時30分～17時 ☎258-11236

■教育委員会（教育相談）月～金曜日、9時30分～16時30分 ☎274-11023

■川越児童相談所 月～金曜日、8時30分～18時15分 ☎223-41152

■休日夜間児童虐待通報ダイヤル 月～金曜日、18時15分～翌日8時30分まで 土・日・休日24時間（終日） ☎048-1779-11154

## 家庭児童相談（こども家庭なんでも相談）

こども家庭課 ことば家庭なんでも相談 ☎258-0055（直通ダイヤル） 受付時間 月～金 午前9時～午後5時（祝日を除く）

18歳未満の子どもを取りまく家庭の問題や子育ての悩みを専門の相談員「家庭児童相談員」が受け、一緒に解決の方法を考えていきます。子ども本人、家族、地域の方等どなたからの相談にも応じます。一人で悩まないでまずご相談ください。

- しつけや性格・行動が心配 落ち着きがない、友達関係が心配、おねしょ、チック等。
- 幼稚園、学校に行きたがらない いじめを受けたり、体の不調を訴えたりして学校に行きたがらない。
- 言葉や発達が心配 ことばが出るのが遅い、不明瞭、身体的、知的な発達が遅れているように思う。
- 非行について 夜遊び、家出、外泊、学校をさぼる、シンナーを吸う・万引きなどの行動が見られる。
- 家庭で子どもを育てられない 保護者の病気・離婚・死亡等の理由で子どもを育てられない。
- 保護者から不当に扱われている（虐待の相談、通告） 子どもが身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（放任・怠慢）など不当な扱いを受けていると思われる子どもを発見したとき。
- 里親相談（里親になりたい）

＜相談について＞・電話、面接、訪問での相談ができます。・個人のプライバシーは厳守します。・相談は無料です。・専門の機関とも連携して解決の方法を考えることもできます。

「助けての小さなサイン 受けとめて」



町では虐待を受けた子どもに限らず要支援が必要な家庭を応援しています

子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と思ったら迷わず連絡
- ②「しつけのつもり」は言い訳
- ③ひとりで抱え込まない
- ④親の立場より子どもの命が最優先
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる特別なことではない